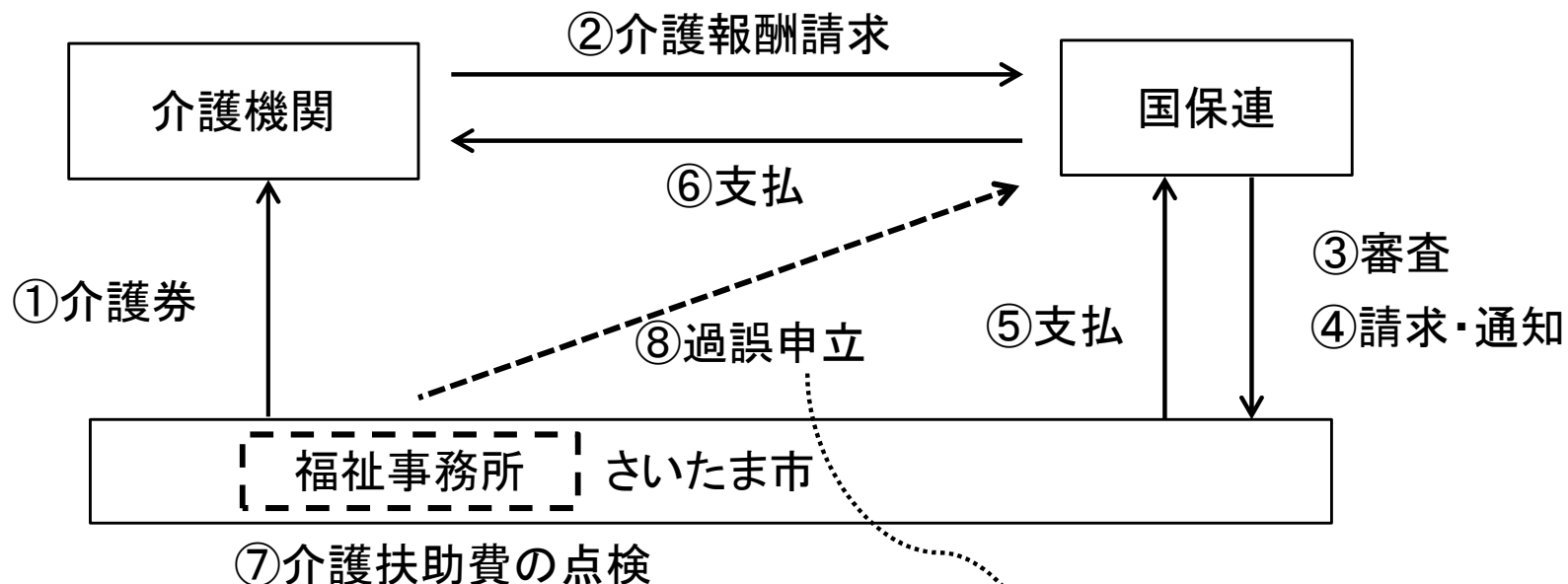


生活保護法に基づく 介護扶助における介護報酬請求上 の注意点について



さいたま市 福祉局
生活福祉部 生活福祉課

● 請求～審査～支払の流れ(生活保護等 ※)



有効な介護券の内容に基づいた請求が必要です

過誤決定通知書の内容を確認し、
過誤を改めた上での請求が必要となります

※ 法別番号(公費負担者番号の左側2桁)が12あるいは25の場合



介護券について

参考
介護券(一部抜粋)

1. 有効期間

介護券には必ず有効期間が記載されています。

福祉事務所から毎月送付されるため、必ず確認してください。

2. 公費負担者番号, 受給者番号

被保護者が転居した時など、保護の実施機関に変更があった場合に、公費負担者番号が変更になります。

医療扶助オンライン資格確認の導入に伴い、さいたま市内で保護の実施機関が変更になった場合には、受給者番号は変更しません。

3. 本人支払額

被保護者の世帯構成、収入の状況等により、本人支払額が発生する場合があります。
※毎月同額とは限りません。
※一時的に発生する場合があります。

※毎月介護券を受領し、内容を御確認ください。

生活保護法介護券 (令和7年8月分)															
公費負担者番号	1	2	1	1	2	0	1	7	有効期間	1 日から 31 日まで					
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	単独・併用別	併 用						
保険者番号	1	1	1	0	0	5	被保険者番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
交付番号	123456														
(フリガナ)	ウラハ ケイ							生 年 月 日	性 別						
氏 名	浦和 太郎							昭和20年1月1日生			男 性				
要介護状態等区分	要介護 1														
認定有効期間	令和 7年 4月 1日から							令和11年 3月31日まで							
居 住 地	さいたま市浦和区○○ ○○○○番地														
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号														
指定介護機関名	事業所番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 株式会社○○○○														
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援								居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援							
施設介護															
居宅介護支援 介護予防・日常生活支援															
本人支払額	円														

<<参考>>

変更届等の提出が必要な場合について

令和8年4月1日施行の生活保護法改正では、介護保険法上の届出を行うことで生活保護法上の届出があったものとみなされる範囲が拡大されました。そのため、一部を除き、介護保険法の届け出があったときは、生活保護法による届け出があったものとしてみなされます。詳しくは下の表を御確認ください。
(生活保護法第54条の2において準用する同法第50条の2、生活保護法施行規則第14条)

変更事由	介護保険法上の届け出を行った場合 における生活保護上の届け出の要否
介護機関の名称に変更があったとき	不要
介護機関がさいたま市内での所在地変更をしたとき (住居表示、地番整理等による変更も含む。)	不要
介護機関の管理者又は開設者に変更があったとき	不要
介護機関を休止したとき	原則不要 但し、生活保護事業のみ休止する場合は、休止届が必要
介護機関がさいたま市から他市町村へ所在地変更したとき	不要
介護機関の開設者を変更したとき(交代、個人⇔法人 等)	不要
介護機関を廃止したとき	不要
指定されているサービスの一部を廃止したとき	不要
休止していた介護機関を再開したとき	原則不要 但し、生活保護事業のみ再開する場合は、再開届が必要
生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき	不要
生活保護法による指定を辞退しようとするとき (30日以上予告期間が必要)	生活保護の指定のみ辞退する場合は、辞退届が必要